

令和8年第2回定例会（令和8年6月23日）

総務企画消防委員会委員会委員長（三重 忠昭 委員長）

去る6月11日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました「議第38号 令和8年度別府市一般会計補正予算(第2号)」関係部分ほか11件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、「議第38号 令和8年度別府市一般会計補正予算(第2号)」関係部分についてであります。

政策企画課関係部分では、企業からの寄附の申し出に伴い、企業版ふるさと納税による寄附金の追加額を歳入に計上するものとの説明がありました。

財政課関係部分では、歳入における「別府市財政調整基金繰入金の追加額」の5,409万円について、今回の一般会計補正予算第2号における財源不足分の調整のため、財政調整基金からの繰入金の追加を行うものとの説明があり、また、歳出における「財政事務に要する経費の追加額」の1,454万2千円について、令和6年度に概算交付を受けた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の事業費確定に伴う精算のための国庫返納金を計上しているとの説明がありました。

自治連携課関係部分では、別府市において、自治会が抱える課題について様々な方が参画する「自治会のあり方検討委員会」の設置に伴う経費及び、コミュニティ活動に直接必要な備品等や集会施設の整備に関する事業に対して助成されるコミュニティ助成金についての説明がありました。

委員より「自治会のあり方検討委員会」について質疑があり、当局より識者や若年層を委員とし、若い世代への加入促進や役員の作業負担の軽減についてデジタルを活用した取組を調査研究したい旨の答弁がありました。

最後に、防災危機管理課関係部分では、自主防災組織等活性化推進事業にかかる経費について、体験型の防災訓練や訴求力のある著名人による防災講演を行うとの説明があり、また、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金について、市内の南地区の防災士会が今年度実施する防災訓練に必要な資機材購入のための補助であるとの説明がありました。

委員より、防災講演を実施する場所について質疑があり、当局より避難所に指定されている学校などを想定しているとの答弁がありました。

以上の予算議案におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

次に3件の条例議案及び4件のその他議案の審査についてであります。

初めに、「議第41号 別府市税条例の一部改正について」では、個人住民税については、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う法改

正に合わせた改正を行うこと、また、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う法改正に合わせた改正を行う等の説明があり、固定資産税では、令和8年度の地方税法の一部改正に伴い、免税点について見直しが行われた旨の説明がありました。

委員より、扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しにより新たに対象となる方に対して、十分周知するよう意見がなされました。

次に、「議第42号 別府市税特別措置条例の一部改正について」では、関係省令の一部が改正され、課税免除の対象となる施設の設置期限を延長するとの説明がありました。

次に、「議第46号 別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」では、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、令和8年5月27日に交付・施行され、同年4月1日から遡及適用されることに伴い、別府市消防団員等公務災害補償条例における葬祭補償額を33万円に改正するものとの説明がありました。

次に、「議第49号」から「議第52号」までの「動産の取得について」では、消防団並びに消防本部の現有車両において、老朽化とともに、消防活動を安全・確実・迅速に遂行するため、車両更新計画に基づき、各種消防自動車を購入入れようとするものとの説明がありました。

委員より、今回の車両の購入入れ件数について質疑があり、当局より日本消防検定協会により車種ごとに定められた消防自動車の使用期限の周期が重なったことによるものとの答弁がありました。

以上、3件の条例議案及び4件のその他議案におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、4件の市長専決処分についてであります。

「議第54号」及び「議第55号」の補正予算の市長専決処分について、令和8年度当初予算に計上し議決を受けた国の地域未来交付金を活用した新湯治・ウェルネスを推進する事業について、令和8年3月31日付け交付決定の内示があり、令和7年度の予算措置が必要となったことで、関係経費を令和7年度予算に計上するとともに、令和8年度当初予算を減額したものとの説明がありました。

「議第56号」の市長専決処分について、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、別府市税条例の一部を改正するもの、「議第57号」の市長専決処分については、地方税法の改正による条項移動に伴い、別府市都市計画税条例に所要の改正を行うものとの説明がありました。

以上、市長専決処分4件におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく承認すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を

終わります。何卒、議員各位のご賛同をお願いいたします。